

## 放射能に関する要望書に対する回答

### 1. 学校・保育所・幼稚園の安全確保

#### 1) 給食の安全性の確保と情報提供

- ・汚染されていない地域の食材を使用してほしい。
- ・食材の放射性物質の量を測定・発表してほしい。
- ・食材の産地を公開してほしい。

- ・給食については、学校や保育所、幼稚園を所管する自治体や法人が、献立や食材の調達などについて責任を持って実施しています。
- ・3月20日から8月29日までで、延べ45回にわたり、米や牛肉、ネギなど計34品目、358検体の調査を実施いたしました。その調査結果は、すべて暫定規制値以下でした。
- ・今後も必要な調査をしっかりと実施し、県民の安心・安全の確保に努めてまいります。

#### (学校)

- ・関東から東北の都県においても農畜水産物について調査を行っており、暫定規制値を超えるものが確認された場合には、出荷自粛の措置が取られています。
- ・学校給食においては、毎日、全ての食材の生産地などを点検・記録しており、出荷制限されている生産地の食材は使用していません。
- ・また、市町村教育委員会や学校に対しては、保護者の問い合わせに応じるなど、必要な情報提供に配慮するよう通知しています。

(教育局保健体育課)

#### (保育所)

- ・市町村（公立保育所）及び民間保育所に対して、給食業者や食材業者との連携を密にし、産地の情報提供に努めるよう依頼します。

(福祉部子育て支援課)

#### (幼稚園)

- ・給食を実施している私立幼稚園に対して、給食業者や食材業者との連携を密にしながら給食の安全性の確保に配慮し、保護者からの問い合わせに対しては情報提供に努めるよう通知します。

(総務部学事課)

## 1. 学校・保育所・幼稚園の安全確保

### 2) 学校・保育所・幼稚園の敷地内のきめ細かい線量計測・土壌調査・除染

- ・ グラウンドや園庭の中央だけでなく、雨水の溜まりやすい場所、建物の周辺、側溝の周辺、砂場、草むら、芝生、遊具の周辺等、まんべんなく測定を行い、線量が高い場所は土・雑草等を除去し、線量を下げる措置を取ってほしい。子ども達の周りに放射性物質があるかどうかを調べ、あればそれを取り除く、という当たり前の手順を行ってほしい。
- ・ 校庭・園庭の土壌調査を行い、地面の汚染状況をきちんと調べてほしい。その際、ヨウ素とセシウムだけでなく、プルトニウムやストロンチウムなど想定されるすべての核種を調べること。

- ・ 県では、県内116箇所の空間放射線量の調査を2週間ごとに、相対的に値の高い三郷市、八潮市、吉川市については毎週、測定を実施しています。

- ・ これまでの調査結果では、三郷市の幸房小学校においては、法令上の線量限度である年間1ミリシーベルト（自然放射線量を除きます。以下同じ）を、その値が24時間・365日続いた場合、超過する可能性があります。他の115地点については、これらの基準を下回っており、問題はありません。

三郷市の幸房小学校については、7月8日の測定で0.330マイクロシーベルト/時であったものが、9月1日の測定では0.246マイクロシーベルト/時と低減傾向にありますので、引き続き、調査を進めます。

- ・ 9月には、国と共同して、航空機モニタリングを実施し、県内全域の放射線量や土壌汚染分布の状況を調査いたします。
- ・ こうした調査の結果、年間1ミリシーベルトを超えることが明らかになった地点については、市町村と協力して、例えば表土の除去など放射線の低減に必要な対策を講じてまいります。
- ・ 測定する放射性物質の種類は、当面、測定が比較的迅速にできるセシウムやヨウ素を考えております。その他の放射性物質の種類については、調査の必要性や測定体制の整備を含めて国の指導を受けて検討してまいります。

(危機管理防災部危機管理課)

## 1. 学校・保育所・幼稚園の安全確保

### 3) 生徒・児童・園児による草むしり・清掃活動などの中止

- ・ 学校行事等での子ども達の草むしりなどの清掃活動は禁止してほしい。
- ・ 高濃度の放射性物質が残留していると思われるゴミ処理場、汚泥処理施設、上下水処理施設、等への社会科見学を中止してほしい。

以上について、県から市へ通達してほしい。

(学校)

- ・ 学校において比較的放射線量が高いと考えられる場所に、児童生徒が近づかないような措置を講ずることについて、市町村教育委員会や学校に対して通知しています。
- ・ また、校外行事については、市町村教育委員会や学校に対し、現地調査や国や各自治体から提供される情報に基づき計画・実施するよう通知しています。
- ・ このため、草むしりなどの清掃活動や社会科見学についても、安全が確保できない場合は、実施を見合わせるよう市町村教育委員会に働きかけてまいります。

(教育局義務教育指導課)

## 1. 学校・保育所・幼稚園の安全確保

### 4) 独自基準の設定

- ・ 屋外活動を制限する基準として、 $0.19 \mu\text{Sv/h}$  以下の独自基準を設けてほしい。
- ・ 和光市、千葉県野田市ではすでに「園庭・校庭の空間線量が $0.19 \mu\text{Sv/h}$  以上では、屋外活動を制限すること」を決めている。県の測定によると、三郷市の学校は多くが超えている。三郷市についても独自基準を設け、子ども達の健康を守ってほしい。

- ・ 県では、放射線に関する科学的な知見を十分に持っていません。また、独自に安全基準値を設定すると、健康に関する基準が複数存在することになり、県民に混乱を及ぼすおそれがあります。

県としては、安全基準値の一刻も早い設定を求め、国に対して要望していますが、現状においては、法令上の線量限度である年間1ミリシーベルト（自然放射線量を除きます。）以下との基準をきちんと守っていきます。

(危機管理防災部危機管理課)

## 1. 学校・保育所・幼稚園の安全確保

### 5) 教職員の放射能教育

- ・ 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学など、子どもたちの健康に関わる教職員に放射能の知識を習得させてほしい。

その際「これくらいの放射線は安全です」という学者ではなく、放射線と健康についての正しい知識をもった専門家・医師を講師に招き、教育関係者対象の研修会を開いてほしい。

(学校)

- ・ 各学校や市町村教育委員会に対し、放射能に関する最新の情報を、逐次、情報提供しています。

また、総合教育センターでは、9月中旬より、全国科学館連携協議会から貸与された「放射線とエネルギーの科学」というテーマのパネル展示を行い、来所する教職員に対して、放射線に関する理解増進を図ってまいります。

(教育局総務課・高校教育指導課)

## 2. 除去した土や雑草などの処分先の確保

- ・ 除染の際に除去した土や雑草などの処分先を確保し、速やかに処分できるようにしてほしい。

同じ内容を三郷市へ要望したところ、市からの回答は次の通りであった。

「除去した土や雑草等の処分については、場所や方法について課題が大きく、三郷市単独での処分は困難です。市では、6月3日に近隣5市1町各首長連名で県に対して『大気中の放射線量並びに土壌中の放射性物質に関する国の基準に基づいた評価を公表し、市民、町民の不安を解消すること。』を要望しております。(担当：クリーンライフ課)」

- ・ 本年8月26日に原子力災害対策本部から発表された「除染に関する緊急実施基本方針」において、除染に伴って生じた放射性物質に汚染された土壌等の処理については国が責任を持って対応することが示されました。
- ・ また、同基本方針では、除染に伴って生じる土壌等は、当面の間、当該市町村等において仮置することとしています。
- ・ 県においては、極力、健康に影響を与えないよう土壌等の処理方法を市町村に情報提供してまいります。
- ・ 最終的な土壌等の処理については、発生責任者である国が責任を持って処理することが重要です。

(環境部水環境課、資源循環推進課)

### 3. 農作物と農地の調査

- 三郷市の農作物を重点的に検査してほしい。
- 三郷市の農地についても土壌調査を行い、結果に応じた対策を取ってほしい。その際、ヨウ素とセシウムだけでなく、プルトニウムやストロンチウムなど想定されるすべての核種を調べること。

- 三郷市の農産物調査については、主要作物のコマツナ、ミズナを対象にこれまで計5回実施しています。また、米については、収穫後の本調査だけでなく、空間放射線量の高い市町村を対象とした、収穫前の予備調査を実施しています。
- 調査の結果、一度も問題となるような数値は測定されておりません。
- 今後も県内の産地ごとの作物の出荷時期に応じて調査を行ってまいります。
- 農用地の土壌の調査については、3月に県内4か所について調査を行い、全て稲の作付けを制限する必要のない数値でした。
- 9月には、国と共同して、航空機モニタリングを実施し、県内全域の放射線量や土壌汚染分布の状況を調査いたします。
- 測定する放射性物質の種類は、当面、測定が比較的迅速にできるセシウムやヨウ素を考えております。その他の放射性物質の種類については、調査の必要性や測定体制の整備を含めて国の指導を受けて検討してまいります。
- 県民の安全・安心のため、引き続き、必要な調査を実施してまいります。

(危機管理防災部危機管理課、農林部農産物安全課)

#### 4. 健康診断の実施

- ・ 放射線被ばくから予想されるさまざまな疾患に対する健康診断を定期的に実施してほしい。
- ・ 被曝歴、診断履歴を記録・保管できるようなシステムを作してほしい。

- ・ 福島県では現在、県民の方々を対象とした健康に関する調査が行われています。

現在までの福島県の調査結果から、埼玉県民を対象として健康診断等が必要とは考えておりません。

- ・ 県内の各保健所では、健康相談を実施していますので、健康に不安のある場合は、ご相談ください。
- ・ 県としては、今後ともこの調査をはじめ様々な情報を注意深く見守り、必要に応じ対応していきたいと考えています。

(保健医療部健康づくり支援課)

## 5. 自主避難者への支援

- ・ 三郷市から自主避難を希望する人に対し、費用、住居、就労、就学等の支援を行ってほしい。

- ・ 県で実施している空間放射線量の調査結果では、三郷市の幸房小学校においては、法令上の線量限度である年間1ミリシーベルト（自然放射線量を除きます。以下同じ）を、その値が24時間・365日続いた場合、超過する可能性があります。
- ・ 7月8日の測定で0.330マイクロシーベルト/時であったものが、9月1日の測定では0.246マイクロシーベルト/時と低減傾向にあります。
- ・ 一方、国では、年間20ミリシーベルトを超える可能性がある地点を特定避難勧奨地点として設定しております。
- ・ そのようなことから、県では、避難を行う必要があるようなレベルにあるとは考えておりません。
- ・ なお、調査の結果、年間1ミリシーベルトを超えることが明らかになった地点については、市町村と協力して、例えば表土の除去など放射線の低減に必要な対策を講じてまいります。

(危機管理防災部危機管理課)